

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

戸田市立戸田中学校

目 次

はじめに

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組 (戸田市立戸田中学校が実施する施策)

第3 いじめ問題にむけての校内フロー図

第4 いじめ防止対策推進法第28条における 「重大事態」の対処について

第5 インターネットを通じて行われるいじめの対策

第6 いじめ防止に係る年間行事予定

第7 いじめ防止啓発資料等

はじめに

戸田市立戸田中学校「学校いじめ防止基本方針」改定にあたって

文部科学省におけるいじめの定義を基に、本校では、「いじめはどの生徒にも起こりうる」との認識のもと、いじめの早期発見・早期解決に全力で取り組むこととする。

そして、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、子供たちが安心して学校生活を送ることができる学校づくりのために、本校教職員、家庭、地域、関係機関が一丸となって、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために、戸田市立戸田中学校いじめ問題対策委員会を組織し、次の基本方針を策定するものである。なお、戸田市立戸田中学校いじめ問題対策委員会の構成員は次の者をもって組織する。

戸田市立戸田中学校いじめ問題等対策委員会（以下、「学校対策委員会」）

校長・教頭・主幹教諭または教務主任・生徒指導主任・養護教諭・さわやか相談員

※校内の生徒指導委員会を母体とし、状況に応じて校長が追加招集することもある。

例) 担任、部活動顧問、教育相談主任、各学年生徒指導担当 等

※速やかに事案に対処する必要がある場合には、少人数で開催することもある。

この委員会は生徒指導委員会内で開催し、本校のいじめ問題等の対策について協議・評価することとするが、重大事態等必要に応じて学校長が招集することができる。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、いじめはどの学校にも、どの子供にも起きているという基本認識の下、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

また、いじめ防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、重大な状況も生み出す行為であることを、生徒が十分理解できるよう行われなければならない。

2 いじめの認知に関する考え方

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要である。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に扱う必要がある。

3 いじめの理解

嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する必要がある。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処することが大切である。

第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

(戸田市立戸田中学校が実施する施策)

1 いじめの未然防止

根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。

本校では、日々の教育活動を通して、生徒の自助公助の取組を積極的に支援するとともに市・家庭・地域にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会性、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

(1) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じさせる授業を展開することがいじめ未然予防の第一歩である。

①生徒理解を深める。

・理解に努め、生徒一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。

②学習意欲を高める。

・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。

③個を生かす活動を工夫する。

・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。

④言語活動を充実させる。

・体験から感じ取ったことを発表したり、事実を説明したりする場をつくる。

⑤個々の考えを深め、練り上げる。

・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。

⑥指導と評価を工夫する。

・適切な評価や授業改善を図り、学習意欲を持続・向上を図る。

(2) 大切な一員であることを実感できる学級づくり

生徒が安心して学校生活を送れる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする生徒の特性に応じた指導を行う。

①生徒一人一人の心を理解する。

②いつでも教職員が見守っているということを知らせる。

③場面に応じた行動の取り方の基準を示す。

④自己有用感の高揚に努める。

⑤自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるように、教室内に肯定的雰囲気醸成させる。

⑥学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

(3) 地域・保護者との連携

地域・保護者（PTA や学校運営協議会）と親密な関係を構築することに努め、いじめの防

止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

(4) 学校応援団による学校支援

日々の教育活動に、学校応援団による外部教育力を積極的に導入し、地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

(5) 生徒・家庭・地域・関係機関への周知

・学校いじめ防止基本方針について、生徒に周知し、加害行為の抑止や被害生徒への安心感を与える。

・ホームページに掲載し、家庭や地域、関係機関等に周知する。

◎規律の維持徹底 ◎学力向上（学びの保証） ◎自己有用感の高揚

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、日頃から丁寧な児童生徒理解に努め、些細な変化にも気付く力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

本校では、全教職員がいじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、その目的達成に向けて、運営委員会・生徒指導委員会・教育相談部会各教科部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。

(1) 運営委員会（校長・教頭・主幹教諭または教務主任・学年主任）

運営委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活が送れているか否か学校評価（内部・外部）を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導委員会（校長・教頭・主幹教諭または教務主任・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・養護教諭・スクールサポーター・さわやか相談員）

生徒指導委員会では、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。前述の「いじめの定義」をもとに、積極的ないじめの認知を行う。

「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

(さ)最悪の事態を想定し、(し)慎重に、(す)素早く、(せ)誠意をもって、(そ)組織で対応

本校では、生徒指導委員会を母体とし、本校のいじめ問題等の対策について協議・評価する組織を設置する。

戸田市立戸田中学校いじめ問題等対策委員会（以下、「学校対策委員会」）

校長・教頭・主幹教諭または教務主任・生徒指導主任・養護教諭・さわやか相談員

※校内の生徒指導委員会を母体とし、状況に応じて校長が追加招集することもある。

例) 担任、部活動顧問、教育相談主任、各学年生徒指導担当 等

※速やかに事案に対処する必要がある場合には、少人数で開催することもある。

重大事態等必要に応じて学校長が招集することができる。

【役割】学校全体でのいじめ防止対策の推進

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき年間指導計画の作成、実施及び PDCA サイクルを回し、必要な見直し・校内研修の企画等を通じた教職員のいじめに係る資質能力の向上
- ・いじめの未然防止、早期発見に係る取組
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・事実関係の確認を踏まえたいじめの認知、解消、重大事態の判断
- ・いじめに対する指導支援方針の検討、いじめの相談、通報の窓口としての情報の集約
- ・市や国の見直しを踏まえた定期的な学校基本方針の点検・見直し

学校対策委員会を開催した際には、必ず会議の記録を作成し保存する。保存期間は、作成した日の属する年の翌年度から5年間とする。また、市教育委員会において、学校対策委員会が適切に開催されているか会議の記録等を確認する。

- (3) 教育相談部会（校長・教頭・主幹教諭または教務主任・各学年教育相談担当・養護教諭・さわやか相談員・スクールサポーター・スクールカウンセラー）

教育相談部会では、さわやか相談室との連携を密にし、情報交換を通して見えにくいいじめの顕在化に努める。毎学期「いじめのアンケート」を実施し、悩みを抱えた生徒の早期発見に努める。また、いつでもだれかに相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。

- (4) 各教科部会（各教科担当）

各教科部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、生徒理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。そのために、授業研究会や授業参観に取り組み、日々の授業力向上に努める。様々な調査結果の分析を行い、教科としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

- (5) 家庭や地域との連携を密にとり、こまめな連絡報告を行う。

- (6) 「いじめ防止基本方針」について研修を行い、教職員に周知する。

※早期発見の基本

- ①生徒のささいな変化に気付く。
- ②気付いた情報は確実に共有する。（各部会を待たない。）
- ③情報へは速やかに対応する。（担当者への躊躇ない報告と臨時部会の招集。）

※5W1Hを基本に共有

（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）

3 いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめられている生徒への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ①秘密を守ることを大前提として話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③不安を除去し、安全確保に努める。
- ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、生徒との信頼関係をつくる。

(2) いじめている生徒への指導

いじめ事案の内容・関係生徒・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」を理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤多くの教職員の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、生徒同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(3) 周りではやし立てている生徒への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの生徒を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を指導する。

- ①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気付かせる。

(4) 見て見ぬふりをする生徒への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為で

ある。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをするのは、ふさわしくない行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

- ①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
- ②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
- ③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気付かせ、内省させる。
- ④些細なことがいじめに繋がるという認識を持たせる取り組みを行う。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土を学級全体につくり、学級内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

- ① 学級内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
- ②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
- ③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤日頃から道德教育の充実を図る。
- ⑥学校行事等での学級の連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。
- ⑦肯定的な雰囲気であふれる学級づくりに努める。

4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

1 いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。特に当事者の保護者とどのように連携・情報提供していくかを確認しながら、丁寧にやりとりを進める必要がある。

6 関係機関との連携

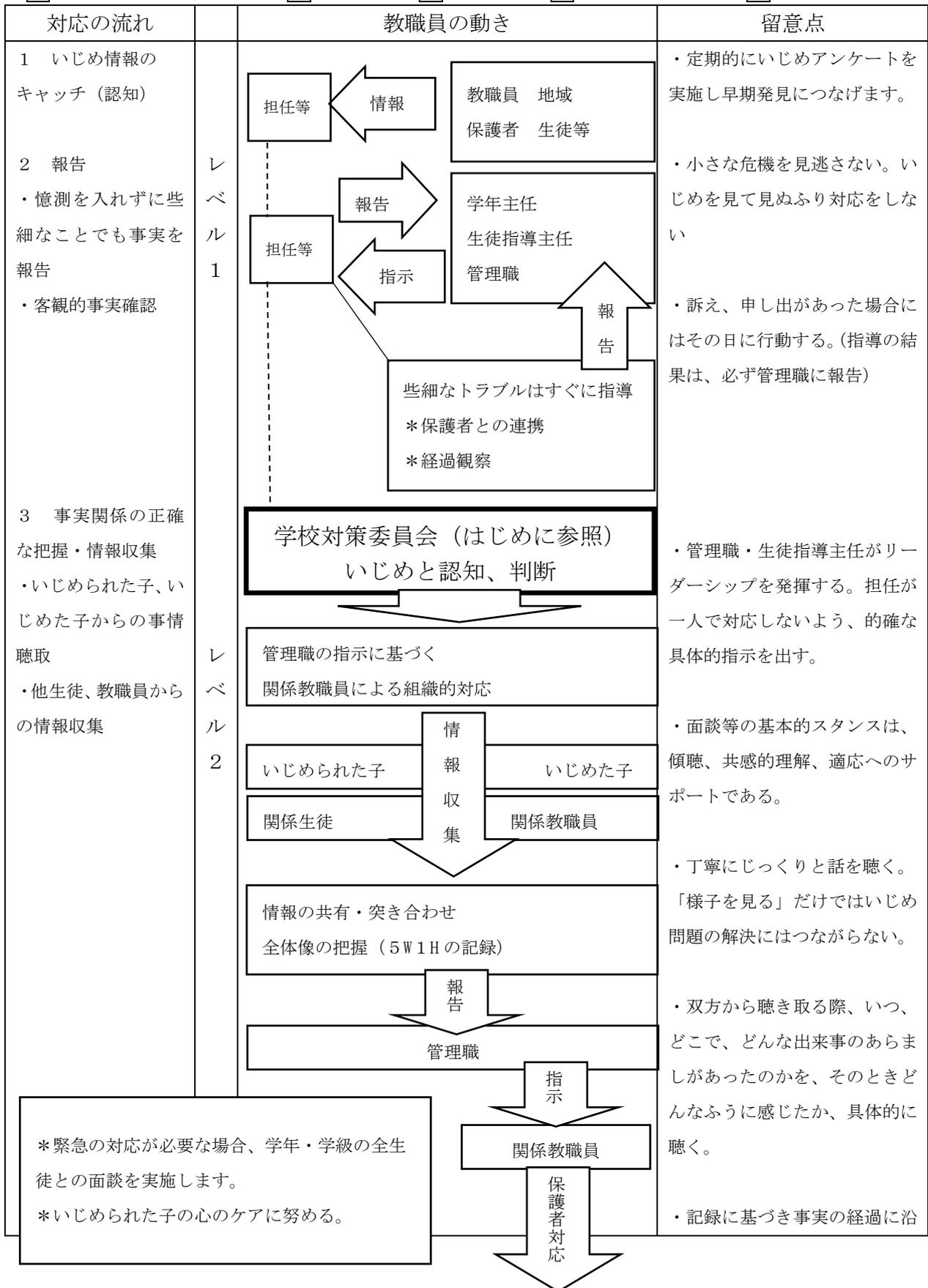
いじめの問題への対応においては、加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関(警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等)と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士や保健師、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化することが重要である。

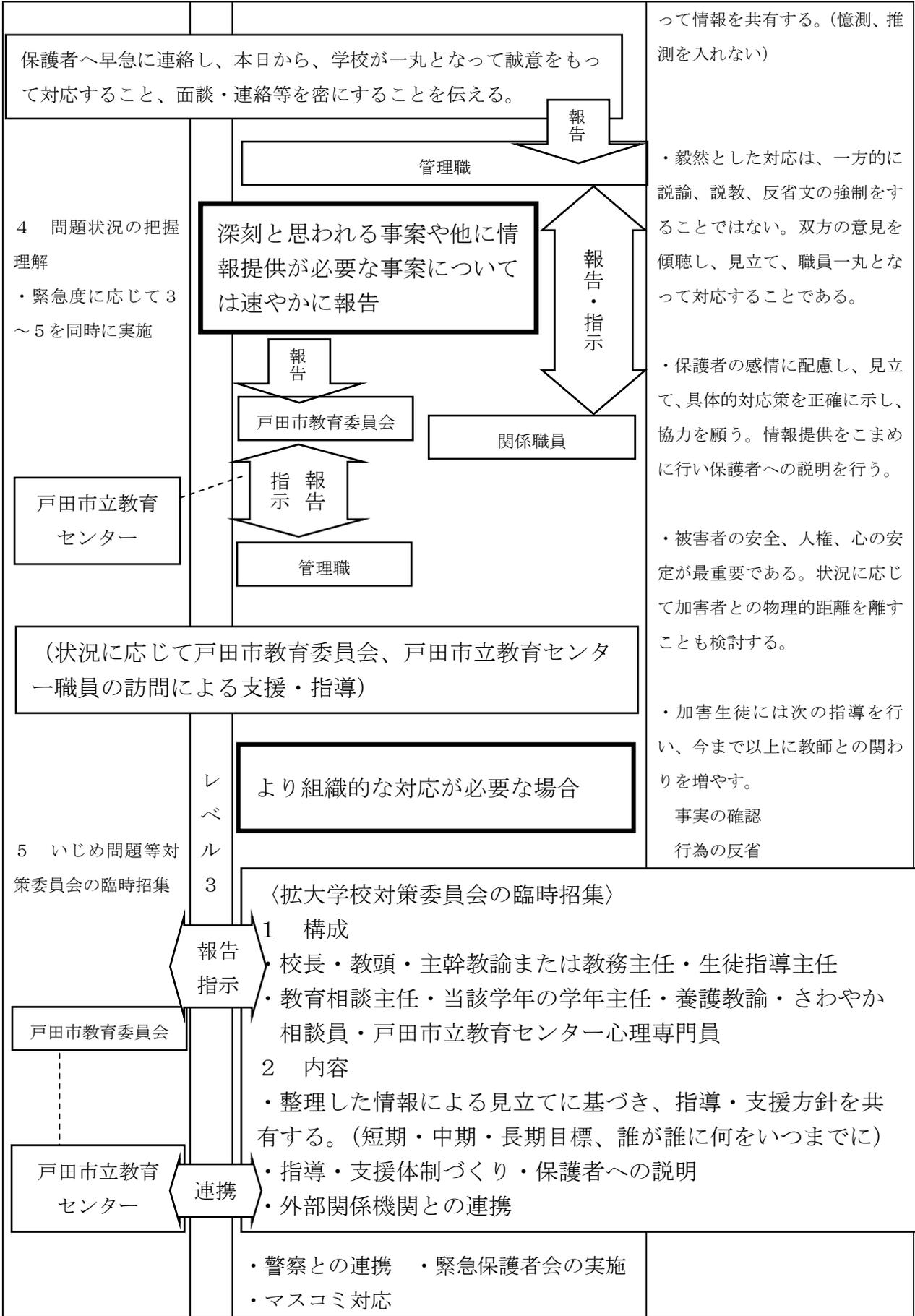
また、被害児童生徒に対しては、安全を確保し、スクールカウンセラー等とも連携しながら、本人の心のケアや学習の場の保障を適切に行う。

連携をした上で、学校が請け負うべき役割を確認し、果たすことが大切である。

第3 いじめ問題にむけての校内フロー図

さ・最悪の事態を想定し
 し・慎重に
 す・素早く
 せ・誠意をもって
 そ・組織で対応





第4 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対処について

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならない。本校では、いじめ防止推進法第28条を鑑み、以下の状況を重大事態と捉え、迅速に全力をあげてその対応にあたる。

重大事態（いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する）

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いある場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合（含む、その恐れがある場合）
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・所有物や金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

- いじめにより、生徒が学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合
 - ・欠席の目安は年間30日とするが、一定期間や連続して欠席する場合はその限りではない
 - ・いじめが原因で登校できなくなったと保護者や当該生徒から申し立てがあった場合

1 重大事態とは

(1) 重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた疑い” または “いじめにより不登校を余儀なくされている疑い” がある段階を指しており、これらの疑いが生じた場合には、法の規定に基づき調査を行うこととなる。

この調査の目的については、国のガイドライン第1章第2節に記載されており、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行う目的としている。

(2) 平時からの備え

平時から備えておくことが必要である。特に、学校は、年度初めの職員会議や校内研修等において、法や市の基本方針、自校の基本方針について説明し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか全ての教職員が理解できるようにする。

(3) 重大事態に対する基本的姿勢

重大事態が発生した場合には、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校の対応にどのような課題があったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む。対象児童生徒・保護者に対しては、詳細な調査を行わなければ全容は分からないということを第一に認

識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」等の判断を行わない。

また、重大事態調査中も対象児童生徒・関係児童生徒の学校生活が続いていることから、対象児童生徒の見守りや心のケア、関係児童生徒に対する指導及び支援に継続して取り組む必要がある。校内体制を分けるなど重大事態調査と並行して児童生徒に対する対応が疎かにならないよう注意する。対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合には、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応する。例えば、対象児童生徒・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことや、関係児童生徒等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどにより調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。

(4) 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断を行うのは、市教育委員会または学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、市教育委員会または学校として判断したということであり、市教育委員会または学校は、国のガイドライン別添資料1の重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。

なお、法第23条第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合には、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等は行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、対象生徒が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席期間が30日に到達する前から、学校と市教育委員会が緊密に連携し、重大事態に該当するか否か丁寧に協議を行うなどの対応を行うこととする。

また、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

なお、申立て時点において、学校が生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、生徒の保護や、二次的な問題(不登校、自傷行為、仕返し行動など)の発生を未然に防ぐため、生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

法第28条第1項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。

2 重大事態発生時の初期対応

(1) 発生報告

重大事態が発生した場合は、学校は、市教育委員会に報告を行い、市教育委員会は、法に基づき市長まで報告しなければならない。市長に対して以下の事由を報告する。

- ・ 学校名
- ・ 対象児童生徒の氏名、学年
- ・ 報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の状況、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係

重大事態が発生した場合には、特に対象児童生徒・保護者等との情報共有が重要であることから、市教育委員会または学校で窓口となる者を決めて、連絡・調整にあたる。あわせて、調査において必要となる資料の収集・整理に取り掛かる。具体的には、これまで実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校対策委員会の会議録、学校としてどのような対応を行ったかの記録等が基礎資料として想定される。

(2) 調査組織の設置

法において、重大事態調査は市教育委員会または学校が調査主体となって行うこととされているが、市教育委員会が主体となるか学校が主体となるかは個別の重大事態の状況に応じて、市教育委員会が判断する。

なお、不登校重大事態は、いじめの詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的に位置付けており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は当該学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行う。

(3) 調査組織の構成

本校では、上記のような重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し指示を仰ぐとともに、戸田市立戸田中学校いじめ問題拡大対策委員会（以下、「学校対策委員会」）を母体とした上で、戸田市立教育センター心理専門員もしくは、他校の学校配置スクールカウンセラーを第三者かつ専門家としてメンバーに加えた「拡大学校対策委員会」を組織し、重大事態の調査を行う。

拡大学校対策委員会の構成員

校長・教頭・主幹教諭または教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・当該学年の学年主任・養護教諭・さわやか相談員・戸田市立教育センター心理専門員もしくは、他校の学校配置スクールカウンセラー
--

(4) (加害生徒を含む) 生徒、保護者等への事前説明

調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載する。

調査の実施前には対象児童生徒・保護者に説明を行い、調査の目的等について共通理解を図

り、調査事項や調査組織の構成等について認識の擦り合わせを行う。

この事前説明は、2段階に分けて行う。速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成等決まり体制が整った段階で説明する事項がある。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

- 1 重大事態の別・根拠
- 2 調査の目的
- 3 調査組織の構成に関する意向の確認
- 4 調査事項の確認
- 5 調査方法や調査対象者についての確認
- 6 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- 1 調査の根拠、目的
- 2 調査組織の構成
- 3 調査時期・期間(スケジュール、定期報告)
- 4 調査事項・調査対象
- 5 調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順)
- 6 調査結果の提供
- 7 調査終了後の対応

3 重大事態調査の進め方

(1) 基本的な調査の流れ

重大事態調査の進め方については、国のガイドライン第8章を参照しつつ、事案の特性や対象児童生徒・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、国のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。

1 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認
(調査の初期段階で確認する必要がある文書等)

- ・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・年間の指導計画
- ・学校に設置される各委員会の議事録
- ・過去のアンケート、面談記録

↓

2 対象児童生徒・保護者からの聴き取り

↓

3 聴き取りやアンケート調査等の実施

- ・教職員からの聴き取り
- ・関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
- ・学校以外の関係機関への聴き取り(医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼(※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。))

↓

4 事実関係の整理(必要があれば追加で聴き取り等を実施)

↓

5 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

↓

6 報告書の作成、取りまとめ

状況により、対応が変わることがあるため、詳細に記載していく。

① いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒から可能な限り聞き取った上で、在籍生徒や教職員に対する調査(質問紙調査や聞き取り調査)を行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。質問紙等の調査では、個別の事案が広く明らかになり被害生徒の学校復帰が阻害されることのない最大の配慮をする。

また、いじめられた生徒へは、行為の確認のみならず本人の事情や心情も聴取し、状況に応じてはスクールカウンセラーにカウンセリングを受けさせるなど、継続的なケアに努め、学校復帰への支援や学習支援等を行うものとする。

② いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

当該生徒が入院や死亡などにより、本人から事情を聴き取ることが不可能な場合は、その保護者の要望や意見を十分聴取するなど、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、上記に示したように在籍生徒や教職員を対象とした質問紙調査や聞き取り調査とする。

③ いじめによる自殺の背景調査の場合

この調査は、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その行為に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行うことが肝要である。

④ 保護者から申し立てがあった場合

重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については以下の点に留意する。

(ア)背景調査にあたっては、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査については切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分聴取し、最大限の配慮と誠意を持った説明を行う。

(イ)在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

(ウ)死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対

して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

- (エ) 詳しい調査を行うにあたり、調査目的・目標、調査組織の構成員、調査期間、調査方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておかなければならない。
- (オ) 調査を行う組織は、本校の「いじめ問題等対策委員会」とし、当該いじめ事案者との直接の人間関係や特別の利害関係を有する者は、除くものとする。また、必要に応じては、蕨警察や学校医も加えることとする。
- (カ) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、特定の資料や情報みに依拠することなく、客観的かつ総合的に分析評価を行う。
- (キ) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めるにあたり、分析評価については、市教育委員会の支援も受け、専門的知識を有する者の援助を求める。
- (ク) 本校が調査を行う場合は、市教育委員会から情報の提供についての必要な指導及び支援を受ける。
- (ケ) 情報発信・報道対応については、プライバシーに十分配慮した上、対応者を一本化するなど正確で一貫した情報提供に努める。

(2) 調査の進め方に係る留意事項

不登校重大事態の場合について、調査中に対象生徒が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象生徒・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

また、重大事態調査の途中で対象生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。生徒に対する聴き取りを行う場合の留意事項、アンケート調査を行う場合の留意事項等については、国のガイドラインの第8章第2節(3)~(6)に記載があるため、これを参照しつつ、調査組織内の専門家の助言も受けながら調査を進める。

また、重大事態調査は、事案によっては1年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象生徒・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行う。丁寧に連絡を取り合うことによって調査が滞っていないという安心感を与えることができ、対象生徒・保護者の不安感、不信感の軽減につながる。調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明する。また、聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある生徒・保護者に対して確認をとることも考えられる。

(3) 調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については国のガイドラ

イン第8章第3節(1)に記載されている。具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象児童生徒等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定する。

事実関係の確認・整理に当たっては、国のガイドラインに基づき、調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる。ただし、調査結果をまとめるにあたり、事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記する。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避ける。対象児童生徒の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要であり、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。

事実関係を把握し、対象生徒への対応・支援の方策、(いじめが認められた場合の)加害生徒への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び市教育委員会の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応

(1) 調査報告書の説明

対象児童生徒・保護者に調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。

調査結果の説明は、調査報告書本体または概要版資料を提示または提供し、調査を通じて確認された事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

いじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権に配慮して説明を行う必要があるが、いたづらに個人情報保護を盾に説明を怠ることはあってはならない。

また、調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。対象児童生徒及び保護者と事前に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・その保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

(2) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。いじめを行った児童生徒に対しては、当該生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から保護者とも連携しつつ指導支援を行う。

(3)いじめと刑法犯との関係

いじめの行為そのものが、刑法に抵触するものもある。

- ・冷やかし・からかい（名誉毀損罪） ・ネット上の誹謗中傷（侮辱罪）
- ・暴力（傷害罪） ・脅しや恐喝（脅迫罪・恐喝罪） ・いやな事をやらせる（強要罪）

参考資料

（別紙） 戸田市いじめ防止基本方針（令和6年12月27日改訂）

（別紙） 戸田市立小・中学校いじめ問題対応マニュアル（令和7年2月）

第5 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化が益々進展し、スマートフォン等の所有率も年々上昇している。本校においても、携帯電話やスマートフォン等を所有している生徒は年々増加している。

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

(1) 生徒たちが利用する機能・サイト

① SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。仲間内でIDやパスワードが必要になる。最近ではLINE、インスタグラム、X(旧twitter)等である。

② チャット

主にオンラインゲーム・ソーシャルゲームなどの機能の一つである。記録が残りづらいものが多い。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラル、デジタル・シティズンシップ教育の徹底を図りいじめの防止策を講じる。

① 生徒に対して

- (ア) 技術分野の授業での「情報」の時間を活用し、情報モラルについて具体的に指導する。
その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。
- (イ) 市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該生徒等に適切に指導する。
- (ウ) ネット問題について、防犯教室(警察関係)や、ネット講演会(関連会社)を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。
- (エ) ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。さわやか相談室へも気軽に相談できる生活環境をつくる。
- (オ) 学年ごとにネットモラル啓発DVDを視聴し、話し合いの中で意識の深化を図る。

② 保護者・地域に対して

- (ア) 上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。
- (イ) 地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域住民への啓発を図る。
- (ウ) 様々なネットトラブルや被害をクラス懇談会やPTAの会合等で発信する。

第6 いじめ防止に係る年間行事予定

	内容 及び 対象学年等
4月	・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導（全学年）
5月	・なやみアンケート調査（全学年） ・生徒会「人権メッセージ」 ・いじめ防止、早期発見、早期解決に係る教職員研修会
6月	・授業改善に関わる研究授業の実施 ・学校公開
7月	・情報ネットモラル教室（全学年） ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の1学期評価・改善検討
8月	・全校三者面談
9月	・情報ネットモラル講習会（家庭教育学級）
10月	・なやみアンケート調査（全学年） ・ボランティアクリーン活動(教員・生徒) ・体育祭に向けての結団式（クラスの枠を超えた協調性）
11月	・いじめ撲滅強調月間の取組（生徒会によるいじめ撲滅運動の推進） ・生徒会によるいじめ撲滅取組発表会
12月	・ボランティアクリーン活動(教員・生徒) ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の2学期評価・改善検討
1月	・なやみアンケート調査（全学年）
2月	・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の年間評価・公表
3月	・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討 ・生徒会による小学校訪問

達成目標

	内容	評価
1	スマイルキャンペーンの実施	実施と掲示の見届け
2	戸田市いじめ対応プログラムの実施	各クラス実施状況の確認
3	いじめを題材とした道徳授業の実施	各クラス実施状況の確認
4	「心温まる言葉を標語に」キャンペーンの実施	実施と掲示の見届け
5	いじめ撲滅強調月間の掲示	月初めに掲示
6	いじめアンケートの実施	各学期1回実施

いじめ防止
リーフレット
児童生徒用

みんなで作ろう いじめのない学校！

「いじめ」は、人として、絶対にしてはいけないことです。「いじめ」を受けた人は、深く傷つき、つらい気持ちや苦しい気持ちは一生消えません。

「いじめる」ということは、ひきょうなことです。人として絶対に許してはいけないことです。そこで、市内各小・中学校児童生徒が道徳の授業で学んだいじめについての考えや意見をまとめてみました。



つた 伝えたいわたしたちのメッセージ



《いじめられている人へ》

- ・どうしたの。たすけてねって言ってね。(小1)
- ・だいじょうぶ。いっしょにあそぼうよ。(小2)
- ・わたしがいっしょにいるからだいじょうぶ。(小3)
- ・先生に相談しようよ。わたしも行くから。(小4)
- ・勇気をだしてね。助けるよ。(小5)
- ・一人じゃないよ。まわりに頼ってね。(小6)
- ・つらいけれど死んではだめだよ。(中1)
- ・必ず助けるから。生きていたらきっといいことあるよ。(中2)
- ・無理してがまんしないでいいよ。相談してね。(中3)

《いじめを見ているまわりの人へ》

- ・みてるだけじゃかわいそうだよ。(小1)
- ・かわいそうだよ。どうにかしなくちゃ。(小2)
- ・いじめられるのを見て何とも思わないの。(小3)
- ・いじめられている人がどれだけ苦しいかわかる。(小4)
- ・いっしょにやめようよ。そして話し合おうよ。(小5)
- ・黙ってみていないではっきり言おうよ。(小6)
- ・いじめは小さなことから始まる。すぐく傷つくよ。(中1)
- ・自分もいじめられたらと思うよね。だから先生や大人の助けをかりようよ。(中2)
- ・いじめはちょっとしたことから起こる。友達らのいいところを見つけようよ。(中3)

《いじている人へ》

- ・だめだよ。かわいそうでしょ。(小1)
- ・よわいものいじめなんてだめだよ。(小2)
- ・自分もされたらいやでしょ。(小3)
- ・いじめても何の得にもならないよ。(小4)
- ・何が楽しいの。調子にのらないで。(小5)
- ・いじている人は、忘れてしまうけれど、いじめられた人は一生傷つくよ。(小6)
- ・弱い人に手をだすのはひきょうだよ。(中1)
- ・乱暴な言葉づかい、いたずらやいやがらせはいじめの始まりだよ。(中2)
- ・いじめをしてもいいことないよ。楽しくないよね。だったらやめようよ。(中3)

戸田市では子ども議会で話し合い、「戸田市子ども憲章」を平成13年10月1日に制定し、仲良く、助けあうことを誓いました。

この憲章の意味を皆さん一人一人がよく考え、受け継ぎ、優しさや思いやりで、戸田市の学校からいじめをなくしましょう。

とだしこ けんしょう 戸田市子ども憲章

水と緑に恵まれたこの戸田市の明日を担うわたしたちは、
希望をもち、みんな仲良く助けあい、地域の一員として生きていくことを誓い、
ここに「戸田市子ども憲章」を定めます。

わたしたちは きまりをまもり、責任をもって行動しましょう（責任）

わたしたちは 優しさと思いやりをもって、くらしましょう（生活）

わたしたちは 自然をまもり、きれいなまちにしましょう（地域）

わたしたちは 一人ひとりの人権を大切に、いじめや差別をなくしましょう（人権）

わたしたちは 希望と目標をもち、大きな未来に向かってはばたきましょう（未来）

もし、いじめられたら… 誰かに話そう！

もし、いじめを見たら… 声をかけよう！

そう だん
相談しよう！



・戸田市立教育センター相談室 ☎：048-434-5670
(祝日、年末年始を除く毎日 9:00 ~ 17:00)

・埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談 ☎：0120-86-3192
(毎日24時間)

・埼玉県警察少年サポートセンター ☎：048-861-1152
(日曜、祝日、年末年始を除く毎日 8:30 ~ 17:15)

戸田市立教育センター教育心理専門員（相談員）から



いじめられていると感じているあなたへ

そのままの気持ちを教えてください。あなたが安心して生活できるよう応援しています。相談してください。

だれかを傷つけているかもしれないあなたへ

本当は自分が傷ついているのかもしれませんが、本当の気持ちを見つめてください。

じっと見ているあなたへ

勇気をだして伝えてください。みんな傷つくために生まれてきたわけではありません。話してみても、いっしょに考えましょう。

戸田市中学校いじめ撲滅宣言

平成25年1月8日
戸田市教育委員会
戸田市中学校生徒会いじめ対策本部

前文

「いじめ」この言葉でみなさんは何を感じたでしょうか。
いじめはそれだけでなく、周りの人も巻き込んで、一生消えぬ深い傷を残します。
いじめられた人は心と身体に傷を負い、悲しい思いをします。
いじめた人は傷を負ったことに苦しみます。
それはつらいことですし、みなさんにどちらの立場にもなってほしくありません。
だから私たちはいじめを絶対に許しません。
そこで私たちはいじめ撲滅にむかえる状態にするために、戸田市内の中学校から集まり、
戸田市中学校生徒会いじめ対策本部を発足させました。
この戸田市中学校生徒会いじめ対策本部で話し合ったこと、
みなさんに伝えたいことを発表し、ここにいじめ撲滅を宣言します。

小学生のみんなへ

みんなが楽しい学校生活を
送るために、
私たちと協力していきよう。
仲間はずれ、暴力、
いじめはいけません。
自分の勇気になって考えよう。

大人へ

私たちに聞きながら
見てください。
変化を感じていただき、
手を差し伸べてください。
チッと私たちの味方で
いてください。

周りで見ている人へ

見て見ぬふりしないで。
手をさしのべよう。
声をかけよう。
子の勇気がみんなの
力になるよ。
拍手を勇気に向け、物にすれば、
さっと自分にかえってくる。

いじめている人へ

いじめてきた過去は
取り返しつかずません。
だから、これからのことを考え、
もういじめはしけないと
心に決めよう。

いじめられている人へ

周りの人に相談したり、
助けを求めたりしてほしい。
一人じゃないよ。
私たちが知っている。
一緒に戦おう。

戸田市中学校 いじめ撲滅宣言





戸田市小学校

平成25年2月12日
戸田市子どもセミナー
戸田市小学校児童会

いじめのない楽しい学校宣言

【前文】

わたしたちは、友達といっしょに勉強し、なかよく過ごすことができる楽しい学校にしたいです。そのために、毎日会う友達にやさしい言葉や、明るい気持ちになる言葉をたくさんかけて、戸田市の小学校からいじめを絶対出さないようにします。

ここに、わたしたちは、とだっ子全員がなかよくいじめのない生活を送るために、「とだっ子なかよしことば」を定め、いじめのない楽しい学校をつくることを宣言します。

【宣言】

わたしたちは「とだっ子なかよしことば」を使い、思いやりのある優しいことばをたくさんかけます。

わたしたちは「とだっ子なかよしことば」があふれるえがおいっぱい
の学校にします。

わたしたちは絶対にいじめをしません、許しません。

とだっ子なかよしことば

◎けんがわっている子へ

- ・けんがわっている
- ・自分の得意なところをわかってもらう
- ・すこぶ、アゲル

◎失敗して元気がない子へ

- ・もう一歩かかってみよう
- ・失敗を褒めて
- ・たのびのびがたふ

◎けんがわをせしてしゃべっている子へ

- ・聞きかたは
- ・けんがわをせしてしゃべっているよ
- ・自分でもなやまのよりの聞きかたを

◎けんがわをせしている子へ

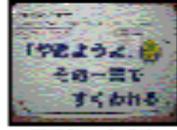
- ・けんがわをせ
- ・けんがわをせしているかたのけんがわをせ
- ・けんがわをせ

◎けんがわをせしている子へ

- ・けんがわをせしているかたのけんがわをせ
- ・けんがわをせをせしてあげて
- ・けんがわをせをせしてあげて



戸田第一小学校



戸田第二小学校



戸田第三小学校



戸田第四小学校



戸田第五小学校



戸田第六小学校



戸田第七小学校



戸田第八小学校



戸田第九小学校



戸田第十小学校



戸田第十一小学校



戸田第十二小学校

(戸田市小学校いじめのない楽しい学校宣言)